



extreme

株式会社エクストリーム

証券コード：6033

第17期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス ルーム2
東京都豊島区西池袋一丁目11番1号

議案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役3名選任の件
第4号議案	監査役3名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件
第6号議案	会計監査人選任の件

議決権行使期限 6月28日(火曜日) 午後5時まで

新型コロナウイルス感染防止のための当社対応について

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、ご自身の健康と安全を最優先いただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、本株主総会へのご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

私たちエクストリームは、デジタルクリエイタープロダ 最先端の技術・ノウハウを提供することで、日本のデジ



代表取締役社長CEO

佐藤 昌平

Shohei Sato

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、この度新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、感染拡大に際し、最前線で日夜対応して下さっている医療関係者の皆様に心からの感謝と敬意を表します。

当社は2005年の創業以来「まじめに面白いを創る会社。未来の楽しいを造る会社。」を企業コンセプトとし、主にゲームなどのエンターテインメント開発をお客様先常駐若しくは受託開発形式にて展開してまいりました。

2022年3月期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も一巡し、過去最高の売上高を達成することができました。一方で、利益面においては、受託開発事業における利益確保に課題を残したこと、コンテンツプロパティ事業におけるロイヤルティ収益が減少したこと、会社知名度の向上を図り、当社事業を広く潜在顧客層に訴求するためにテレビCMを投下するなど、一定の投資活動を行ったことで減益となりました。

投資活動については、想定以上の反応があり、既存顧客が主体の当社事業環境から大きな変化の手応えを感じております。一方で、旺盛な需要に対応するために技術人材の採用、教育については更にスピード感を持って取り組む必要性を感じており、当社グループ丸となってデジタルクリエイタープロダクションとしての立ち位置を確立し、優秀な人材が集まる「クリエイター&エンジニア」のクラスター集団化を推し進めてまいります。

クシヨンとして、今後ますます進むデジタル社会に対し、 タル社会の発展に貢献してまいります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、従来の生活様式を大きく変化させました。今後、時代がどのような変化を遂げるのか予測することは困難であり、事業環境の変化、不確実性による想定外の局面が発生することも認識しなければなりません。

このような状況に柔軟に対応できるよう、当社グループは、強みの源泉である「人材力」を更に向上させ、あらゆる事業環境においても着実に成長できるよう、日々全社員が行動指針・企業コン

セプトを愚直に実践し、どのような事業環境にも適応できる企業集団を目指していきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう引き続きよろしくお願い申し上げます。

2022年6月

企業
コンセプト

まじめに面白いを**創**る会社。未来の楽しいを**造**る会社。

行動指針

Speed

スピード

- 常にフルスピードを意識する。
- 今日できることは今日やる、
今できることは今やる。
- 後回しにしない。

Quality

クオリティ

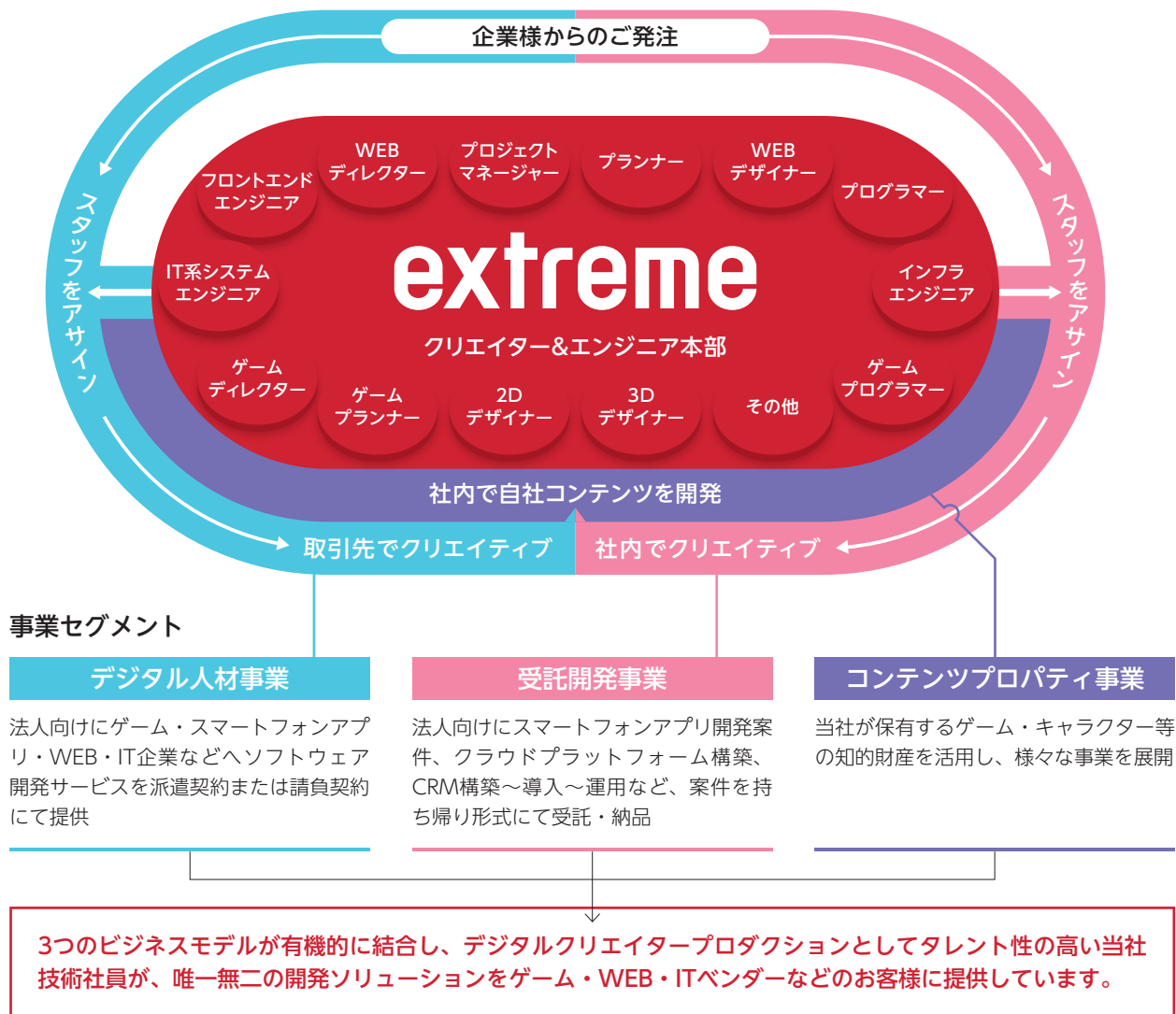
- 量は質に転化する。
- 妥協しない。
- 多彩なアイデアやチャレンジ
が高いクオリティに結実する。
- お客様が満足する成果物の一
歩先を目指す。

Challenge

チャレンジ

- 失敗を恐れずに前に踏み出す。
- 現状に満足せず、常に改善を
心がける。

デジタルクリエイタープロダクションが提供する 3つのビジネスモデル



株主各位

証券コード 6033

2022年6月10日

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号

株式会社エクストリーム

代表取締役社長CEO 佐藤 昌平

第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、本株主総会へのご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。加えて、本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しただけですようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会におきましては、お土産のご用意や株主懇談会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内



書面により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を
会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階 ステーションコンファレンス ルーム2 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役3名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部ではありません。
 1. 会社の新株予約権等に関する事項
 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 3. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 4. 連結計算書類の連結注記表
 5. 計算書類の株主資本等変動計算書
 6. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.e-extreme.co.jp/ir/>)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

このような方針に基づき、第17期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 17円 配当総額 93,431,592円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識するとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために、内部留保を確保しつつ、財政状態及び業績動向等、経営状態を総合的に判断して利益配当を行っていく方針であります。具体的には、年1回の期末配当とし、**親会社株主に帰属する当期純利益の20%を配当性向の目安**として、業績に応じた配当を実施してまいります。

第17期の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株につき17円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削 除>

現行定款	変更案
<新 設>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<新 設>	<p><u>(附則)</u> 1.定款17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、施行日の6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3.本附則は、施行日の6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案**取締役3名選任の件**

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	さとう しょうへい 佐藤 昌平 <input type="button" value="再任"/>	代表取締役社長 CEO	14回／14回 (100%)
2	ゆさ しゅういちろう 由佐 秀一郎 <input type="button" value="再任"/>	取締役 管理本部長	14回／14回 (100%)
3	やまぐち としお 山 口 十思雄 <input type="button" value="再任"/>	<input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/> 取締役	14回／14回 (100%)

候補者番号

1

さとうしょうへい
佐藤 昌平

再任

生年月日

1964年2月13日生

所有する当社の株式数

2,463,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	サミー工業株式会社（現 サミー株式会社）入社
1996年11月	日本コンピュータシステム株式会社入社 同社メサイヤ事業部事業部長
2000年5月	株式会社クロスノーツ設立 代表取締役就任
2005年5月	当社設立 代表取締役就任
2013年6月	当社代表取締役社長CEO就任（現任）

取締役の候補者とした理由

佐藤昌平氏は、当社の創業者として、企業理念の創設や事業拡大に大きな功績を積み上げており、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者佐藤昌平氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者佐藤昌平氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

ゆ さ しゅういちろう
由佐 秀一郎

再任

生年月日

1972年2月1日生

所有する当社の株式数

70,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月	株式会社ココナッツジャパン入社
1997年 7 月	日本コンピュータシステム株式会社入社
2000年 9 月	株式会社プラネット入社
2008年10月	当社入社
2009年 4 月	当社執行役員
2010年 6 月	当社取締役就任（現任）
2013年 7 月	当社管理本部長（現任）

取締役の候補者とした理由

由佐秀一郎氏は、当社の取締役として、事業全般及び管理部門全般における豊富な実績・見識を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者由佐秀一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者由佐秀一郎氏が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

やまぐち としお
山口 十思雄

再任

社外

独立

生年月日

1963年6月4日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年10月	サンワ等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
1996年 8月	日本合同ファイナンス株式会社 (現 株式会社ジャフコ) 入社
2008年 5月	山口公認会計士事務所設立 (現任)
2009年 6月	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル社 外監査役 (現任)
2011年 3月	株式会社セルシード 社外監査役
2015年 6月	当社社外取締役就任 (現任)
2021年 3月	株式会社セルシード 社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

山口公認会計士事務所 代表
株式会社セルシード 社外取締役 (監査等委員)
株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役

社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口十思雄氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から、経営全般において助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者山口十思雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者山口十思雄氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏が再選された場合には、当社は引き続き独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 候補者山口十思雄氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって7年であります。
5. 候補者山口十思雄氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を賠償限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者山口十思雄氏が社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案**監査役3名選任の件**

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任1名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数	監査役会出席回数
1	もり や かず まさ 森 谷 和 正	新任	社外 独立	—	—
2	にし だ み よ 西 田 弥 代	再任	社外 独立	監査役 14回／14回 (100%)	14回／14回 (100%)
3	くす もと かつ なり 楠 元 克 成	再任	社外 独立	監査役 14回／14回 (100%)	14回／14回 (100%)

候補者番号

1

もり や かず まさ
森 谷 和 正

新任

社外

独立

生年月日

1963年2月23日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年10月 サンワ等松青木監査法人
(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2001年 6月 同法人パートナー
2020年 8月 公認会計士 森谷和正事務所開設

重要な兼職の状況

公認会計士 森谷和正事務所 代表

社外監査役の候補者とした理由

森谷和正氏は、公認会計士としての業務経験を当社の事業全般の監査に活かしていただきたいことに加え、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から、当社の経営を監視していただくとともに、公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者森谷和正氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者森谷和正氏は社外監査役候補者であります。
3. 候補者森谷和正氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、候補者森谷和正氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 候補者森谷和正氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を賠償限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者森谷和正氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

にしだみよ
西田弥代

再任

社外

独立

生年月日

1980年1月15日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2008年12月	弁護士登録
2008年12月	第一中央法律事務所入所
2009年9月	東京地方検察庁五菱会被害回復センター 被害回復事務管理人
2010年4月	日本弁護士連合会代議員
2010年10月	隼あすか法律事務所入所
2013年6月	当社監査役就任（現任）
2015年6月	株式会社ギガプライズ社外監査役（現任）
2021年6月	天馬株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

弁護士（隼あすか法律事務所 所属）
株式会社ギガプライズ 社外監査役
天馬株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外監査役の候補者とした理由

西田弥代氏は、弁護士として専門的な法律知識を活かし、当社の事業全般の監査に活かしていただいたことに加え、法律に関する専門知識を有することから、当社の経営を監視いただくことで、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は今まで直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者西田弥代氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者西田弥代氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏が再選された場合には、当社は引き続き独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 候補者西田弥代氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって9年であります。
5. 候補者西田弥代氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を賠償限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者西田弥代氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 候補者西田弥代氏の戸籍上の氏名は川口弥代であります。

候補者番号

3

くすもと かつなり
楠元 克成

再任

社外

独立

生年月日

1971年3月29日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年4月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
2008年10月 同法人マネージャー
2013年10月 楠元公認会計士事務所及び楠元税理士事務所設立
2015年12月 楠元企業成長コンサルティング合同会社代表社員
（現任）
2016年6月 当社社外監査役就任（現任）
2019年6月 東京税理士会理事

重要な兼職の状況

楠元公認会計士事務所 代表
楠元企業成長コンサルティング合同会社 代表社員

社外監査役の候補者とした理由

楠元克成氏は、公認会計士としての業務経験を当社の事業全般の監査に活かしていただいたことに加え、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から、当社の経営を監視していただくとともに、公認会計士事務所経営を含めた経験から、経営全般において助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者楠元克成氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者楠元克成氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏が再選された場合には、当社は引き続き独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 候補者楠元克成氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
5. 候補者楠元克成氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を賠償限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者楠元克成氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なが さわ まさ ひろ
長澤正浩

生年月日

1954年4月1日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月	荒木税務会計事務所入所
1981年10月	プライスウォーターハウス公認会計士事務所 (現 PwC あらた有限責任監査法人) 入所
1984年4月	新和監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所
1985年3月	公認会計士登録
2002年8月	朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 代表社員就任
2012年6月	有限責任 あずさ監査法人退任
2012年7月	長澤公認会計士事務所代表(現任)
2013年4月	当社社外監査役就任
2013年6月	株式会社イワキ 社外監査役就任(現任)
2014年5月	株式会社東京個別指導学院 社外監査役就任(現任)
2014年12月	株式会社松家ホールディングス(現 株式会社ヒノキ ヤグループ) 社外監査役就任(現任)
2017年2月	当社社外監査役就任

重要な兼職の状況

長澤公認会計士事務所 代表
株式会社イワキ 社外監査役
株式会社東京個別指導学院 社外監査役
株式会社ヒノキヤグループ 社外監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

長澤正浩氏は、公認会計士としての業務経験を当社の事業全般の監査に活かしていただいたことに加え、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から当社の経営を監視していただくとともに、公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を期待して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者長澤正浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者長澤正浩氏は補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 候補者長澤正浩氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、候補者長澤正浩氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 候補者長澤正浩氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を賠償限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。候補者長澤正浩氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適正性、監査経験、監査規模等の職務遂行能力、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2022年3月31日現在

名 称	RSM清和監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館4階	
	その他の事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルディング1階	
沿 革	2004年3月	設立	
	2010年5月	RSM Internationalと業務提携	
概 要	資本金 37百万円		
	構成人員	社員（公認会計士）	15名
		職員（公認会計士）	35名
		職員（公認会計士試験合格者等）	21名
		職員（監査補助職員）	19名
		職員（その他事務職員等）	10名
		合計	100名
	関与会社		112社

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、ワクチン接種の促進など新型コロナウイルス感染症拡大防止策が進むことにより、停止していた経済活動が徐々に再開され、持ち直しの動きも期待されましたが、オミクロン株の感染拡大に加え、家計所得の伸び悩みや生活必需品の物価上昇等も加わり、個人消費を取り巻く環境は厳しい状況が続ぎ、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況下、当社グループにおいては、一部の事業部門において在宅勤務を引き続き実施し、事態の長期化に備えつつ、当社社員が顧客先に常駐し、技術ソリューションを提供する「デジタル人材事業」、ゲーム・各種システム開発などを請け負う「受託開発事業」、当社が保有するゲームタイトル等の使用許諾を行う「コンテンツプロパティ事業」を展開し、取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は7,231,671千円、営業利益は592,095千円、経常利益は714,087千円、親会社株主に帰属する当期純利益は452,636千円となりました。



	第16期 (2021年3月期)	第17期 (2022年3月期)
	金額 (千円)	金額 (千円)
売上高	6,230,672	7,231,671
営業利益	703,093	592,095
経常利益	750,501	714,087
親会社株主に帰属する当期純利益	491,709	452,636

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

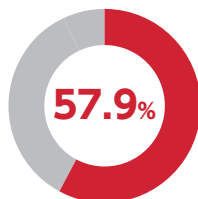
デジタル人材事業

<主要な事業内容>

ゲーム・スマートフォンアプリ・WEB・IT企業などへソフトウェア開発サービスを派遣契約または請負契約にて提供しております。

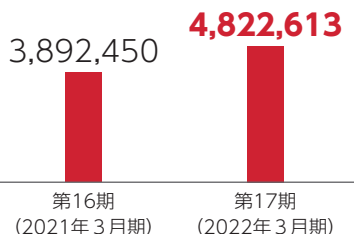
売上高 **4,822,613**千円 セグメント利益 **752,554**千円

売上高構成比



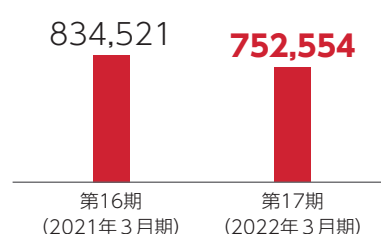
売上高

(単位：千円)



セグメント利益

(単位：千円)



デジタル人材事業は、主にゲーム・スマートフォンアプリ・WEB・IT企業などに対し、プログラミング・グラフィック開発スキルを持った当社社員（クリエイター&エンジニア）が直接顧客企業に常駐し、派遣契約または請負契約にて開発業務を行っております。

当連結会計年度においては、2021年8月より開始したテレビCM、動画広告などの販促効果が寄与し、新規及び既存案件における受注が好調に推移いたしました。なお、稼働プロジェクト数は7,197（前年同期稼働プロジェクト数は5,951）となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,822,613千円、セグメント利益は752,554千円となりました。

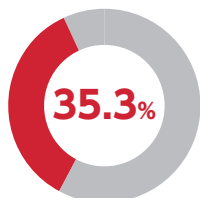
受託開発事業

<主要な事業内容>

スマートフォンアプリ開発案件、クラウドプラットフォーム構築、CRM(Customer Relationship Management)構築～導入～運用など、案件を持ち帰り形式にて受託し、納品するサービスを提供しております。

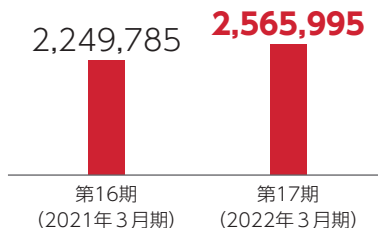
売上高 **2,565,995**千円 セグメント損失 **△52,519**千円

売上高構成比



売上高

(単位：千円)



セグメント損失

(単位：千円)



受託開発事業は、主にデジタル人材事業を通じて顧客から持ち込まれるスマートフォンアプリ開発案件、クラウドプラットフォーム構築、CRM(Customer Relationship Management)構築～導入～運用など、案件を持ち帰り形式にて受託し、納品するサービスを提供しております。案件種別としては、「新規」「保守」「保守開発」「EPARK事業」の4つに大別されます。子会社の株式会社E P A R K テクノロジーズ・株式会社エクストラボ・EXTREME VIETNAM Co.,LTD.についても当該事業に含まれます。

当連結会計年度においては、EXTREME VIETNAM Co.,Ltd.において新規案件受注が想定通り進捗しなかった影響により、セグメント損失が発生いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,565,995千円、セグメント損失は△52,519千円となりました。

コンテンツプロパティ事業

<主要な事業内容>

当社が保有するゲーム・キャラクター等の知的財産を活用し、様々な事業展開を行うセグメントであります。

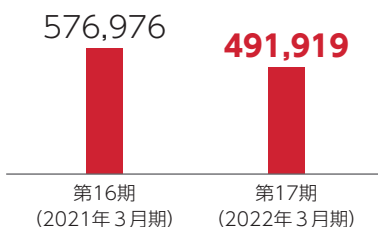
売上高 **491,919**千円 セグメント利益 **439,517**千円

売上高構成比



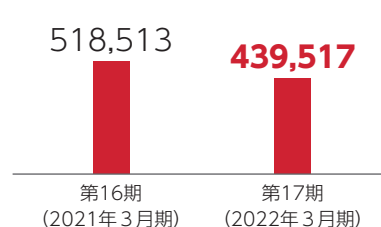
売上高

(単位：千円)



セグメント利益

(単位：千円)



コンテンツプロパティ事業は、当社が保有するゲーム・キャラクター等の知的財産を活用し、様々な事業展開を行うセグメントであり、具体的には、ゲーム運営のほかに、当社が保有するゲームタイトルまたはキャラクターなどを様々な商材へ使用許諾を行うライセンス事業が含まれております。

当連結会計年度においては、当社がライセンス許諾したスマートフォン版ゲームアプリ『ラングリッサー』の運営により、ライセンス許諾先である香港紫龍互娛有限公司及び上海紫舜信息技术有限公司を通じてゲーム販売額に応じたロイヤルティ収益が発生いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は491,919千円、セグメント利益は439,517千円となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

<デジタル人材事業>

① エンジニアの確保

当事業における重要な要素は、当社社員であるクリエイターまたはエンジニアであり、現在までに当該社員数とサービス提供先企業数が順調に推移してきたことから、業容を拡大してまいりました。一方で慢性的な技術人材不足は今後も継続すると予想されております。このため、当社ではさらなるクリエイター及びエンジニアの確保及び社員定着率の向上を図る必要があると認識しております。そのため、福利厚生、研修制度、技術交流などを充実させ、社員コミュニケーションの活性化による帰属意識とロイヤルティを高め、人材確保に努めてまいります。

② サービス提供先の適切な選別

当事業は、エンターテインメント系企業を主要顧客としております。近年スマートフォンアプリ市場の安定的な成長により、市場規模は堅調に推移しております。しかし、エンターテインメント業界は娯楽産業であるため景況感に左右される要素があり、需要の変動が大きく変化する場合があります。このため当社ではエンターテインメント系企業の顧客に留まらず、クリエイティブなスキルが要求されるインターネットサービス業界など当社社員の技術力をシームレスに活用できる分野へも積極的に参入し、収益の安定化を図ってまいります。

③ 教育・研修制度の強化

技術者に求められるスキルは日進月歩であり、当社社員であるクリエイターまたはエンジニアにおいても、常に顧客ニーズや技術環境に適したサービスが提供できるよう、社内外の教育・研修制度を通じ、技術力の継続的な向上を図ってまいります。

④ 技術力の蓄積及び共有

当事業に従事する当社社員は、顧客企業に常駐しているため、社員同士による即時的な技術共有などにおいて課題があります。このため、当社では自社による技術情報蓄積システムを運用し、社員がどのような環境下においても当社が蓄積してきた技術情報を即時に参照できる仕組みを構築しておりますが、今後も技術情報のさらなる蓄積と各種業務の標準化を推し進め、属人的なスキルに偏らない、企業としての技術力の担保をさらに図ってまいります。

<受託開発事業>

① 営業体制の強化

効率的かつ機動力のある営業体制を確立するために、営業人員の増加はもとより、デジタル人材事業との連携及び業務提携等によるパートナー戦略の拡充を図り、新規ビジネス機会の創出、パートナー先との協業による複合的なITソリューションの提供等による新たな顧客基盤の確立とさらなる事業の拡大を目指してまいります。

② ストック型ビジネスの拡大による収益基盤の安定化

当事業では、営業体制を新規または追加、運用保守業務の2つに切り分けて配置しております。特に運用保守業務については、いわゆるストック型ビジネスとなり、長期的かつ安定的な収益源となるため、サービス基盤をクラウド環境で提供し、案件の規模に応じた柔軟なシステム環境を顧客に提案することに注力しております。また、顧客に対して業務改善を適宜提案し、信頼関係を構築しながら長期的な顧客との取引が維持できるよう努め、収益基盤のさらなる安定化を目指してまいります。

③ 技術面での優位性の確立

近年、サーバやソフトウェアなどの情報システムを使用者が管理する設備内に設置・運用するオンプレミス形式からクラウドコンピューティング環境への移行が加速度的に進行しています。オンプレミス型は、予めシステムの規模を想定して環境を構築する必要がありますが、クラウド型はシステムの規模に対して環境を変更できる柔軟性とコストメリットがあることが普及が進んでいる背景です。

当事業では、オンプレミスからクラウドへの環境移管が今後のシステム構築においては主流になると予測し、クラウドコンピューティングの加速度的な普及前から各種の技術検証、実績を積み上げ、大規模ゲームプラットフォーム、オンライン遊戯施設向けアプリ・データベース構築など、大規模な会員を有するプラットフォーム向けに当該業務を展開しておりますが、今後においても、クラウド型サービスの提供を通じ、技術面及びコスト面での優位性の確立を目指してまいります。

④ 優秀な人材の確保

当事業においては、優秀な人材の確保・育成が今後の経営基盤を維持・拡大するうえで不可欠であると認識しております。技術者については、デジタル人材事業または子会社等との連携により、機動的に優秀な人材を配置することができる強みを持っているものの、プロジェクトの遂行において重要な役割を担うプロジェクトマネージャーについては、不足している状況があります。これらの課題を解決するために、即戦力のキャリア採用を中心に、当社独自の教育・研修制度などを通じて、プロジェクトマネジメント層の育成を一層強化してまいります。

<コンテンツプロパティ事業>

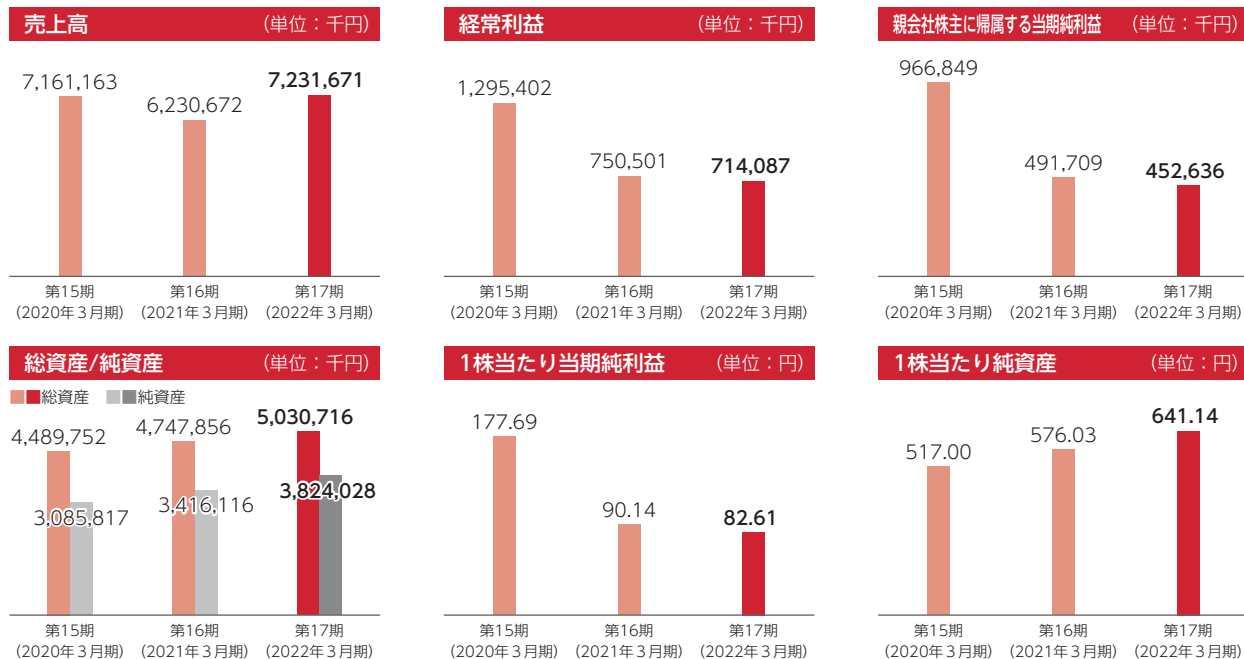
① 収益源の確保

当事業は、PC向けゲームを主なサービス領域として展開してまいりましたが、自社保有IPやゲームキャラクターを活用したライセンス事業の強化などを通じ、サービスポートフォリオの拡充に努めてまいります。

② 知的財産権への対応

当事業においては、ゲームタイトル・ゲームキャラクターなどの知的財産を第三者へ許諾することにより、ロイヤルティを得るライセンス事業が主要な収益となっております。許諾先が国内に留まらず、海外においても成果が発生していることから、各許諾地域における商標登録、意匠登録等を適切に行い、模造品などによる被害が発生しないよう、引き続き権利保全を図ってまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第14期 (2019年3月期)	第15期 (2020年3月期)	第16期 (2021年3月期)	第17期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	6,286,111	7,161,163	6,230,672	7,231,671
経常利益	(千円)	851,314	1,295,402	750,501	714,087
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	560,098	966,849	491,709	452,636
1株当たり当期純利益	(円)	104.48	177.69	90.14	82.61
総資産	(千円)	3,677,851	4,489,752	4,747,856	5,030,716
純資産	(千円)	2,254,251	3,085,817	3,416,116	3,824,028
1株当たり純資産	(円)	367.17	517.00	576.03	641.14

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
 3. 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。また、収益認識に関する会計基準の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経済的な取扱いに従い、前連結会計年度以前に対し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(6) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区錦三丁目5番31号

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
デジタル人材事業	353名	24名増
受託開発事業	182名	26名減
コンテンツプロパティ事業	2名	1名減
全社（共通）	45名	3名増
合計	582名	—

(注) 1. 従業員数は就業人数であります。

2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、管理部門及び経営企画部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
414名	33名増	34.6歳	4.34年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	100,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	95,280千円

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な業務内容
株式会社E P A R Kテクノロジーズ	100,000千円	58.3%	ITサービスの開発及び関連事業
株式会社エクストラボ	10,000千円	100.0%	ITサービスの開発及び関連事業
EXTREME VIETNAM Co.,LTD.	42,484百万ベトナムドン	100.0%	ITサービスの開発及び関連事業

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 : 14,288,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 5,496,776株 (自己株式800株を含む)
- (3) 株主数 : 3,259名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
佐藤 昌平	2,463,800株	44.83%
株式会社E P A R K	297,176株	5.41%
楽天証券株式会社	106,800株	1.94%
長岡 裕二	95,600株	1.74%
泉 裕治	79,000株	1.44%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	78,800株	1.43%
西村 裕二	78,700株	1.43%
由佐 秀一郎	70,000株	1.27%
株式会社S B I証券	58,543株	1.07%
山下 良久	54,100株	0.98%

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は40,000株増加しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況	
佐藤 昌平	代表取締役社長CEO		
由佐 秀一郎	取締役	管理本部長	
山口 十思雄	取締役	山口公認会計士事務所 株式会社セルシード 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル	代表 社外取締役（監査等委員） 社外監査役
佐藤 泉	常勤監査役		
西田 弥代	監査役	弁護士（隼あすか法律事務所所属） 株式会社ギガプライズ 天馬株式会社	社外監査役 社外取締役（監査等委員）
楠元 克成	監査役	楠元公認会計士事務所 楠元企業成長コンサルティング合同会社	代表 代表社員

- (注) 1. 取締役 山口十思雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 佐藤泉氏は、第17期定時株主総会終結の時をもって退任予定であります。
3. 監査役 西田弥代氏及び楠元克成氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役 山口十思雄氏、監査役 西田弥代氏及び楠元克成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役 楠元克成氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い専門的知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長 佐藤昌平がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、月例の固定報酬の額とします。代表取締役社長に委任した理由は、会社法上、株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役が決定方針に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役に原案を諮問し助言を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該助言の内容に従って決定をしなければならないこととします。

3. 取締役会が報酬の決定方針に沿うものと判断した理由

当事業年度においては、代表取締役社長が役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮した上で決定した取締役の報酬額について、社外取締役の同意を得ていることから、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

当社の取締役及び監査役の報酬は、固定報酬で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、取締役及び監査役の報酬限度は、2012年6月25日開催の定時株主総会において取締役は年額100百万円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）、監査役は年額30百万円以内（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名）と決議しております。また、監査役の報酬については、報酬限度額の範囲内で、監査役協議を経て決定しております。

取締役3名	67,950千円（うち社外 1名	4,800千円）
監査役3名	15,360千円（うち社外 2名	8,160千円）

（注）取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 山口十思雄氏は、山口公認会計士事務所の代表、株式会社セルシード社外取締役（監査等委員）、デジタルメディアプロフェッショナルの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 西田弥代氏は、隼あすか法律事務所所属の弁護士、株式会社ギガプライズ社外監査役、天馬株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 楠元克成氏は、楠元公認会計士事務所の代表、楠元企業成長コンサルティング合同会社の代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山口 十思雄	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、月次で開催される経営会議12回のうち10回に出席いたしました。主に公認会計士の見地から、取締役会及び経営会議では当該視点から積極的に意見を述べており、特にM&Aについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	西田 弥代	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	楠元 克成	当事業年度に開催された取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	(ご参考)第16期 2021年3月31日現在	第17期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	2,995,046	3,059,667
現金及び預金	1,777,970	1,670,802
受取手形及び売掛金	1,039,615	—
売掛金	—	1,189,022
有価証券	11,395	49,960
仕掛品	63,824	4,280
前払費用	55,308	75,004
その他	51,627	70,596
貸倒引当金	△4,694	—
固定資産	1,752,809	1,971,048
有形固定資産	57,585	46,958
建物及び構築物	59,703	60,762
減価償却累計額	△23,894	△29,090
建物及び構築物（純額）	35,808	31,672
工具、器具及び備品	114,589	127,213
減価償却累計額	△92,812	△111,926
工具、器具及び備品（純額）	21,776	15,286
無形固定資産	154,252	91,781
ソフトウェア	83,543	85,622
ソフトウェア仮勘定	210	6,159
のれん	70,499	—
投資その他の資産	1,540,971	1,832,307
投資有価証券	1,274,753	1,435,655
関係会社株式	—	135,486
長期前払費用	17,173	23,400
繰延税金資産	83,293	91,174
破産更生債権等	7,367	7,367
その他	165,750	146,590
貸倒引当金	△7,367	△7,367
資産合計	4,747,856	5,030,716

科目	(ご参考)第16期 2021年3月31日現在	第17期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	1,236,459	1,139,967
短期借入金	200,000	100,000
1年内償還予定の社債	18,000	—
1年内返済予定の長期借入金	30,560	28,560
未払金	521,339	634,587
未払費用	95,724	105,490
未払法人税等	158,007	62,933
未払消費税等	80,671	63,553
賞与引当金	118,998	126,574
その他	13,157	18,268
固定負債	95,280	66,720
長期借入金	95,280	66,720
負債合計	1,331,739	1,206,687
純資産の部		
株主資本	3,142,557	3,502,853
資本金	416,031	419,031
資本剰余金	409,838	412,838
利益剰余金	2,317,638	2,672,065
自己株式	△951	△1,082
その他の包括利益累計額	294	20,834
その他有価証券評価差額金	△4,015	5,441
為替換算調整勘定	4,310	15,392
新株予約権	7,152	19,007
非支配株主持分	266,111	281,332
純資産合計	3,416,116	3,824,028
負債・純資産合計	4,747,856	5,030,716

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	(ご参考)第16期	第17期
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	6,230,672	7,231,671
売上原価	4,372,564	5,353,308
売上総利益	1,858,108	1,878,363
販売費及び一般管理費	1,155,015	1,286,267
営業利益	703,093	592,095
営業外収益	55,575	127,651
受取利息	6,638	3,995
有価証券利息	23,183	44,480
為替差益	3,940	53,988
助成金収入	1,217	330
投資有価証券売却益	7,972	12,681
投資有価証券評価益	1,336	1,258
持分法による投資利益	－	5,486
消費税差額	9,953	－
その他	1,333	5,429
営業外費用	8,166	5,658
支払利息	2,140	1,666
社債利息	50	2
支払手数料	1,623	1,496
投資有価証券売却損	356	－
受益権売却損	1,577	239
和解金	1,926	－
消費税差額	－	2,239
その他	493	13
経常利益	750,501	714,087
特別損失	－	60,657
減損損失	－	60,657
税金等調整前当期純利益	750,501	653,430
法人税、住民税及び事業税	271,134	194,845
法人税等調整額	△17,907	△12,054
当期純利益	497,273	470,639
非支配株主に帰属する当期純利益	5,564	18,003
親会社株主に帰属する当期純利益	491,709	452,636

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	(ご参考)第16期 2021年3月31日現在	第17期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	2,219,714	2,256,886
現金及び預金	1,291,712	1,227,127
売掛金	726,762	854,461
有価証券	11,395	49,960
仕掛品	54,657	—
前払費用	17,991	17,826
関係会社短期貸付金	46,664	31,672
その他	75,225	75,837
貸倒引当金	△4,694	—
固定資産	2,203,724	2,365,764
有形固定資産	43,060	36,508
建物	39,717	39,717
減価償却累計額	△14,489	△17,804
建物(純額)	25,227	21,912
工具、器具及び備品	84,268	93,674
減価償却累計額	△66,435	△79,078
工具、器具及び備品(純額)	17,832	14,595
無形固定資産	83,557	85,485
ソフトウェア	83,347	85,485
ソフトウェア仮勘定	210	—
投資その他の資産	2,077,107	2,243,771
投資有価証券	1,274,753	1,435,655
関係会社長期貸付金	263,749	77,065
関係会社株式	360,000	546,870
長期前払費用	14,517	15,664
繰延税金資産	83,290	88,141
破産更生債権等	7,367	7,367
その他	80,795	80,373
貸倒引当金	△7,367	△7,367
資産合計	4,423,439	4,622,651

科目	(ご参考)第16期 2021年3月31日現在	第17期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	1,083,280	939,438
短期借入金	200,000	100,000
1年内償還予定の社債	18,000	—
1年内返済予定の長期借入金	30,560	28,560
未払金	450,482	548,341
未払費用	33,251	36,255
未払法人税等	155,825	41,304
未払消費税等	65,241	47,788
預り金	10,440	10,777
賞与引当金	118,998	126,156
その他	479	254
固定負債	95,280	66,720
長期借入金	95,280	66,720
負債合計	1,178,560	1,006,158
純資産の部		
株主資本	3,241,741	3,592,043
資本金	416,031	419,031
資本剰余金	414,738	417,738
資本準備金	400,898	403,898
その他資本剰余金	13,840	13,840
利益剰余金	2,411,922	2,756,355
その他利益剰余金	2,411,922	2,756,355
繰越利益剰余金	2,411,922	2,756,355
自己株式	△951	△1,082
評価・換算差額等	△4,015	5,441
その他有価証券評価差額金	△4,015	5,441
新株予約権	7,152	19,007
純資産合計	3,244,878	3,616,493
負債・純資産合計	4,423,439	4,622,651

損益計算書

(単位：千円)

科目	(ご参考)第16期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第17期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	4,809,716	5,707,800
売上原価	3,132,568	4,055,492
売上総利益	1,677,148	1,652,307
販売費及び一般管理費	935,146	1,123,808
営業利益	742,001	528,498
営業外収益	70,960	149,066
受取利息	9,935	6,080
有価証券利息	23,183	44,480
受取配当金	7,367	3,895
為替差益	5,020	58,333
業務受託手数料	13,650	17,772
助成金収入	1,217	330
投資有価証券売却益	7,972	12,681
投資有価証券評価益	1,336	1,258
その他	1,277	4,234
営業外費用	6,854	5,401
支払利息	2,002	1,662
社債利息	50	2
投資有価証券売却損	356	—
消費税差額	652	2,236
その他	3,793	1,499
経常利益	806,107	672,163
特別損失	—	68,129
関係会社株式評価損	—	68,129
税引前当期純利益	806,107	604,034
法人税、住民税及び事業税	264,531	170,416
法人税等調整額	△19,534	△9,024
当期純利益	561,111	442,642

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社エクストリーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 昇
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 九鬼 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エクストリームの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクストリーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社エクストリーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 斎 藤 昇
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 九 鬼 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクストリームの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

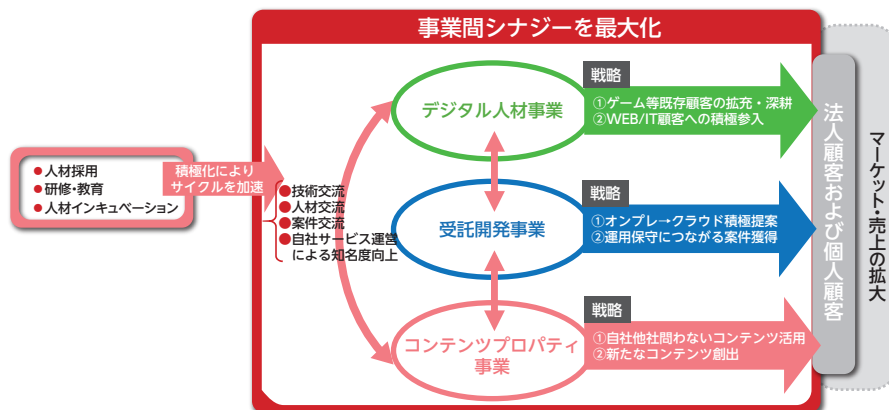
株式会社エクストリーム 監査役会

常勤監査役 佐藤 泉 ㊟
社外監査役 西田 弥代 ㊟
社外監査役 楠元 克成 ㊟

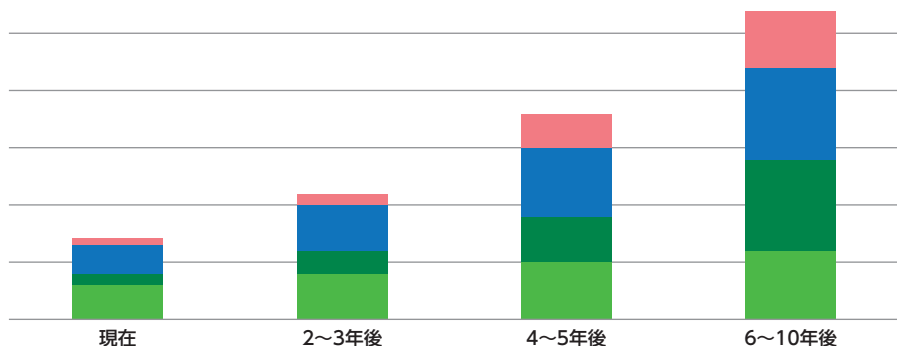
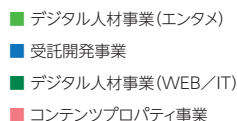
以上

■中長期目標ーグロースからプライムへ

事業間シナジーの最大化を通じた売上・利益成長を目指し、
売上高100億円超、営業利益率20%超、
プライム市場への移行を中期目標とします。



- 基盤事業である「デジタル人材事業」を堅実に成長させるとともに、顧客基盤の強化を図ります。
- 前述の顧客基盤を活用し「受託開発事業」へ展開、売上規模を拡大するとともに、子会社オフショア（ベトナム）も活用し、「受託開発事業」の利益率向上を図ります。
- 加えて、「デジタル人材事業」「受託開発事業」で培った企画・開発ノウハウを「コンテンツプロパティ事業」へ展開し、新しい収益源確保を目指します。
- これら3つの事業セグメントが有機的に融合することにより、事業を加速度的に成長させます。



中長期における成長イメージ

(2021/9/13開示 事業計画及び成長可能性に関する事項より引用)

トピックス

(2021年4月~2022年3月)

2022年3月期は、テレビCMの投下などコロナ禍からの需要回復をタイムリーにキャッチアップするために、積極的な販売促進施策を実施しました。また、多様な働き方の浸透を踏まえ、フリーランスデジタル人材のエージェントサービス「エクストリームフリーランス」のサービスを開始しました。

恒例となった東京都豊島区池袋西口公園でのイルミネーション協賛については、3年目を迎え、昨年同様オンラインによるデジタルコンテンツ・イルミネーション（夜空のVR遊園地）も併催いたしました。

4月

・「ラングリッサーモバイル」2周年

スマートフォンアプリ「ラングリッサーモバイル」が日本におけるサービス開始から2年を迎えました。これを記念して、秋葉原ラジオ会館での巨大ポスター掲示、新宿駅メトロプロムナードでのピールオフ広告出稿などが行われました。



4

5

6

7

8

9

5月

・デジタル寺子屋開催

2018年より子ども達にデジタルクリエイティブの楽しさを伝えるためのワークショップ「池袋デジタル寺子屋」を開催しています。

今回は子どもたちがデザインした「3Dうみにん」が東京芸術劇場アトリイーストにて開催された「第16回 まちかどこども美術展」に特別展示されました。



8月 ・「エクストリームフリーランス」サービス開始

フリーランスという働き方は自由度や収入の高さがある反面、自力で企業と交渉しながら参画する案件を探さなければならないという課題があります。「エクストリームフリーランス」では、当社デジタル人材事業のノウハウを活かして、こうした悩みや問題を解決し、フリーランサーの方々々が自由と安心を両立できるように全面的にサポートいたします。

・テレビCM投下

女優の山之内すずさんを起用したテレビCMを8月から関東圏を中心に投下しました。「♪デジタル、たる、樽、エクストリーム♪」の可愛いダンスを通してデジタル人材で困った時に気軽に相談できる企業として、当社の社名と事業内容をインパクトのある映像とダンスで表現しました。

・株式会社ネクストンを持分法適用会社化

テレビアニメ化された「恋姫†無双」など、人気ゲームブランドを多数保有する株式会社ネクストンを持分法適用会社としました。当社と資本的な関係性を構築することにより、両社の知的財産の更なる有効活用、販路拡大などの相乗効果が期待できると考えております。



12月



・池袋西口公園イルミネーション協賛

2019年より当社が協賛している「池袋西口公園extreme イルミネーション」は、「豊島区の街のにぎわい」「池袋のナイトライフ観光」を盛り上げる目的で、豊島区と池袋駅西口エリアの各商店街と企業が協働で開催するイルミネーションイベントです。豊島区に輝く「文化の灯」を、当社のデジタルクリエイティブでサポートします。



10

10月

・「デジタルの日」賛同企業に登録

デジタル庁が制定した「デジタルの日」（2021年は10月10日及び11日）賛同企業として当社が登録されました。賛同企業として官民で連携し、デジタル関連の技術・サービスを利用した様々な取組みを実施し、社会のデジタル化に向けた機運の向上に取り組めます。



11月

・「ラングリッサー30周年記念フィギュア」特設サイト公開&予約受付開始！

ラングリッサーシリーズ生誕30周年を記念し、ユーザー人気の高いキャラクターであるダークプリンセス『ラーナ』が1/7スケールフィギュアとして発売されることになりました。



2月

・豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業」に再認定

2022年『第13期 豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業』として当社が再認定されました。2018年の初認定以来、認定期間の2年間を経て2020年の再認定、そして今回で2度目の再認定となります。当社では引き続き、「社員が長く働ける環境づくり」のために職場風土を整備し、社員の中長期的なキャリア形成の支援を行って参ります。



12月

・イー・ガーディアングループとの事業連携開始

脆弱性診断・カスタマーサポートなど多様なサービス展開実績を持つイー・ガーディアングループと、豊富なDX人材を有するエクストリームグループが連携し、サービス設計・要件定義・開発・検証・運用といったDX推進プロセスにおけるお客様サポートを一気通貫で実現することで、より幅広く質の高いサービスが提供可能となりました。



定時株主総会 会場ご案内図

日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

会場 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス ルーム2
東京都豊島区西池袋一丁目11番1号



池袋駅の各路線から会場までのご案内

JR山手線 JR埼京線 JR湘南新宿ライン
JR池袋駅構内より **C**メトロポリタン口改札をご利用ください。

東京メトロ丸ノ内線
中央通路中央改札を出て、**A**有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

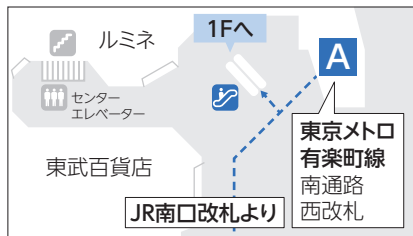
東京メトロ有楽町線
有楽町線池袋駅構内より **A**南通路西改札をご利用ください。その先は下記地図をご参照ください。

東京メトロ副都心線
西通路東改札を出て、**A**有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

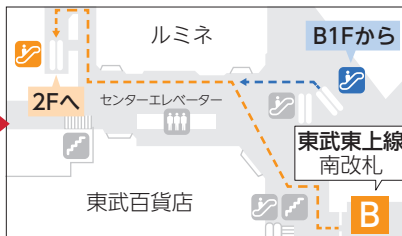
東武東上線
東武線池袋駅構内より **B**南改札をご利用ください。その先は下記地図をご参照ください。

西武池袋線
B1F改札より池袋駅コンコースを通り、**A**有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

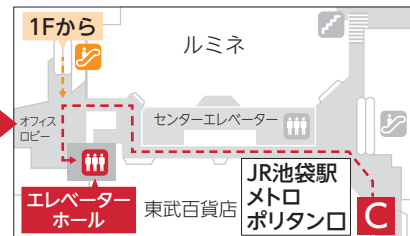
B1F プリズムガーデンエスカレーターで1Fへ



1F メトロポリタンプラザビルオフィス内エスカレーターで2Fへ



2F オフィスタワーに入りオフィスエレベーターで12Fへ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株主各位

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2022年5月30日

株式会社エクストリーム

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 当社は、全役職員が、法令や定款、社会規範及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- B) 全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行っております。
- C) コンプライアンス違反の疑いがある行為に対する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう「内部通報制度運用規程」を制定しております。
- D) コンプライアンス違反が発生した場合は、代表取締役社長CEOが自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ管理規程」「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- B) リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査室が監査を行っております。
- C) 当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎営業日、部長職位以上の社員及び役員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- B) 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図っております。
- C) 各取締役は、「職務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。

ホ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- A) 当社は、監査役による監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助するための使用人を置くことができます。これらの使用人は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。
- B) これら使用人は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社はその要請に応じることとしております。
- C) これら使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の承認を得たうえで決定しております。

ヘ 子会社における業務の適正を確保するための体制

- A) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を週1回定期的に開催しております。
- B) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を「子会社管理規程」により定めております。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行っております。
- C) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受けております。また、これらのリスクマネジメント体制構築の具体的な取り組みとして、危機発生時の親会社への連絡体制の整備、不祥事等防止のための社員教育や研修等の実施、情報セキュリティおよび個人情報保護に関する規程制定および運用、親会社の内部監査部門による監査を実施しております。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- A) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、経営会議に出席することができます。
- B) 監査役には稟議書その他重要書類が閲覧でき、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。
- C) 取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
- D) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及びその使用人に対し直接求めることができます。

チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- A) 監査役が必要と認めるときは、代表取締役社長CEOと協議のうえ、特定の事項について内部監査実施者に対し調査を求めることができます。また、監査役は、内部監査室に対しても、随時必要に応じて監査への協力を求めることができます。
- B) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

リ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- A) 当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
- B) そのため、管理本部を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取り組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不当行為等の防止を図るため、コンプライアンス関係の規程を役職員に周知いたしました。また、内部監査人は、定期的に内部監査を実施し、代表取締役へ監査報告を行うとともに、監査役会及び会計監査人と連携し、意見交換会を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 式 株 式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	416,031	409,838	2,317,638	△951	3,142,557
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	3,000	3,000			6,000
剰 余 金 の 配 当			△98,209		△98,209
親会社株主に帰属 する当期純利益			452,636		452,636
自己株式の取得				△130	△130
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-		-
当 期 変 動 額 合 計	3,000	3,000	354,426	△130	360,296
当 期 末 残 高	419,031	412,838	2,672,065	△1,082	3,502,853

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△4,015	4,310	294	7,152	266,111	3,416,116
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						6,000
剰 余 金 の 配 当						△98,209
親会社株主に帰属 する当期純利益						452,636
自己株式の取得						△130
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	9,457	11,082	20,539	11,855	15,221	47,616
当 期 変 動 額 合 計	9,457	11,082	20,539	11,855	15,221	407,912
当 期 末 残 高	5,441	15,392	20,834	19,007	281,332	3,824,028

連 結 注 記 表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社E P A R Kテクノロジーズ、株式会社エクストラボ、EXTREME VIETNAM Co.,Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称 株式会社E P A R Kペットライフ、株式会社ネクストン

なお、株式会社ネクストンについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を導入しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間において均等償却しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① デジタル人材事業

デジタル人材事業においては、履行義務は主に派遣契約に基づき労働者を派遣することであり、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断をしていることから、一定期間で収益を認識しております。

② 受託開発事業

受託開発事業においては、受託開発契約に関して、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法により、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができない開発について発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準を適用しております。なお、開発期間の短い受託開発契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

③ コンテンツプロパティ事業

コンテンツプロパティ事業においては、ライセンスを供与する取引について、ライセンスの性質がアクセス権である場合には一定期間にわたり収益を認識し、使用権である場合には、引き渡し時に収益を認識しております。また、ライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤリティに係る収入は、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、コンテンツプロパティ事業におけるライセンス収入の計上に関して、従来は、一部外国税額を販売費及び一般管理費として処理をしておりましたが、当期より、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上

高、売上総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ11,692千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

なお、当連結会計年度の期首の純資産に対する累積的影響額はないため、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に変更はございません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

(金融商品に関する注記)

前連結会計年度において、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品について、金融商品の時価等を開示しておりましたが、当連結会計年度より省略しております。

Ⅳ 重要な会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

Ⅴ 連結貸借対照表に関する注記

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,050,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	950,000千円

2. 受注損失引当金

損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金777千円(うち、仕掛品に係る受注損失引当金777千円)を相殺表示しております。

Ⅵ 連結損益計算書に関する注記

売上原価の注記

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は777千円であります。

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数及び種類

普通株式 5,496,776株

2. 当連結会計年度末における自己株式の数

普通株式 800株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	98,209	利益剰余金	18.00	2021年 3月31日	2021年 6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	93,431	利益剰余金	17.00	2022年 3月31日	2022年 6月30日

4. 当連結会計年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 14,400株

Ⅷ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、連結子会社では、売掛金の一部について、信託譲渡を行い、資金の流動化を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、投資信託及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的到时価や財務状況等の把握を行うことによりリスクの低減を図っております。なお、債券には組込デリバティブと一体処理した複合金融商品が含まれております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後4年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業管理規程に従い、営業債権について各事業部門におけるプロジェクトマネージャーが取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、信託譲渡した売掛金については、経理部が債務者の状況を定期的にモニタリングし、リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、短期借入金、未払金、未払法人税等ならびに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	1,189,022	1,193,636	4,614
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1,435,655	1,435,655	—
(3) 破産更生債権等	7,367		
貸倒引当金（※1）	△7,367		
	—	—	—
(4) 長期借入金（※2）	95,280	94,520	△759

※1. 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
債券（社債）	—	1,278,242	—	1,278,242
債券（その他）	—	57,853	—	57,853
その他	—	99,559	—	99,559

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	1,193,636	—	1,193,636
長期借入金（※1）	—	94,520	—	94,520

※1. 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

一部の売掛金は、一定の期間毎に区分した債権毎に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっており、レベル2に分類しております。

投資有価証券

市場価格のある投資有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2に分類しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,670,802	—	—	—
売掛金	1,170,421	18,600	—	—
有価証券	49,960	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券 (※1)	119,210	35,671	432,619	408,584
合計	3,010,395	54,271	432,619	408,584

(※) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(※1) 債券のうち、償還期限の定めのない債券340,011千円については含めておりません。

(注3) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	28,560	28,560	28,560	9,600	—	—
合計	128,560	28,560	28,560	9,600	—	—

Ⅸ 有価証券に関する注記

その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	519,536	484,671	34,864
その他	57,853	55,400	2,453
その他	99,559	98,279	1,279
小計	676,949	638,351	38,597
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	758,706	787,007	△28,301
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	758,706	787,007	△28,301
合計	1,435,655	1,425,359	10,296

(注) 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの債券のその他は、組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品であり、その評価益1,258千円は連結損益計算書の営業外収益に計上しております。

X 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

X I 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	デジタル 人材事業	受託開発事業	コンテンツプロ パティ事業	
一時点で移転される財又はサービス	－	161,268	14,163	175,432
一定の期間にわたり移転される財又は サービス	4,187,047	2,391,434	477,756	7,056,238
顧客との契約から生じる収益	4,187,047	2,552,703	491,919	7,231,671
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,187,047	2,552,703	491,919	7,231,671

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における、契約資産及び契約負債の残高、残存履行義務に配分される金額はありません。

X II 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

641円14銭

2. 1株当たり当期純利益

82円61銭

XⅢ その他の注記

(追加情報)

株式会社ネクストンの株式取得の概要

当社は、2021年8月31日にPCゲームソフト等の開発、グッズ販売、IP事業を展開する株式会社ネクストンの発行済株式総数の15.0%を取得し、株式会社ネクストンを当社の持分法適用関連会社としました。

なお、被投資会社株式会社ネクストンの概要は以下の通りです。

商号（被投資会社の名称）	株式会社ネクストン
主な事業内容	PCゲームソフト等の開発、グッズ販売、IP事業
持分法適用開始日	2021年9月30日
株式取得後の議決権比率	15.0%

(1) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている被投資会社の業績の期間

株式会社ネクストンに対する持分法適用開始日は2021年10月1日であるため、当連結会計年度の連結損益計算書には、被投資会社の2021年10月1日から2022年3月31日までの業績を持分法による投資損益に含めております。

(2) 実施した会計処理の概要

① 被投資会社の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	105,000千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	25,000千円
取得原価		130,000千円

② 発生した関係会社株式に含まれる「のれん」相当の金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(i) 発生した関係会社株式に含まれる「のれん」相当の金額

95,544千円

(ii) 発生原因

取得原価が株式の取得日における被投資会社の時価純資産に係る当社持分額を上回ったことによるものであります。

(iii) 償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

XIV 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	416,031	400,898	13,840	414,738	2,411,922	2,411,922
当期変動額						
新株の発行	3,000	3,000		3,000		
剰余金の配当					△98,209	△98,209
当期純利益					442,642	442,642
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	3,000	3,000	-	3,000	344,432	344,432
当期末残高	419,031	403,898	13,840	417,738	2,756,355	2,756,355

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△951	3,241,741	△4,015	△4,015	7,152	3,244,878
当期変動額						
新株の発行		6,000				6,000
剰余金の配当		△98,209				△98,209
当期純利益		442,642				442,642
自己株式の取得	△130	△130				△130
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			9,457	9,457	11,855	21,312
当期変動額合計	△130	350,302	9,457	9,457	11,855	371,614
当期末残高	△1,082	3,592,043	5,441	5,441	19,007	3,616,493

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 受注損失引当金 受注契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) デジタル人材事業 デジタル人材事業においては、履行義務は主に派遣契約に基づき労働者を派遣することであり、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断をしていることから、一定期間で収益を認識しております。
- (2) 受託開発事業 受託開発事業においては、受託開発契約に関して、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法により、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができない開発について発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準を適用しております。なお、開発期間の短い受託開発契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。
- (3) コンテンツプロパティ事業 コンテンツプロパティ事業においては、ライセンスを供与する取引について、ライセンスの性質がアクセス権である場合には一定期間にわたり収益を認識し、使用権である場合には、引き渡し時に収益を認識しております。また、ライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤリティに係る収入は、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識関係)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、コンテンツプロパティ事業におけるライセンス収入の計上に関して、従来は、一部外国税額を販売費及び一般管理費として処理をしておりましたが、当期より、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の計算書類は、売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ11,692千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

当事業年度の期首の純資産に対する累積的影響額はないため、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に変更はございません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで「消費税差額」に対応する費用については、「雑損失」(前事業年度652千円)に含めて表示しておりましたが、重要性の観点から、営業外費用に「消費税差額」(当事業年度2,236千円)として表示する方法に変更しております。

IV 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社貸付金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社短期貸付金	31,672千円
関係会社長期貸付金	77,065千円
合計	108,737千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社短期貸付金及び長期貸付金は、貸付先の財政状態や将来キャッシュ・フローを総合的に勘案して回収可能性を評価し、回収不能と見込まれる金額については貸倒引当金を計上することとしております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

関係会社貸付金は子会社である株式会社エクストラポに対する貸付金であります。当事業年度において同社は債務超過の状態にあることから、当社は同社に対する貸付金を貸倒懸念債権に分類しております。ただし、同社の事業計画を基礎とした資金繰り表に基づいて、貸付金は回収可能と判断し、貸倒引当金の計上は行っておりません。同社の事業計画は、増収を前提としており、特に既存顧客からの継続受注及び取引実績のない新規顧客からの受注の獲得を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

株式会社エクストラポの事業計画に用いられている仮定には不確実性を伴い、将来の資金繰りが想定より悪化した場合、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

2. 関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	546,870千円
関係会社株式評価損	68,129千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社株式は、取得価額で貸借対照表に計上しており、関係会社の直近期末の財務数値及び超過収益力を勘案した実質価額が取得原価に比べて著しく低下した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理をしております。

なお、当事業年度にEXTREME VIETNAM Co.,Ltd.の株式について、実質価額まで減額し、68,129千円の関係会社株式評価損を計上しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

実質価額の著しい低下や回復可能性の有無は、各関係会社の財政状態及び事業計画を基礎として判定

を実施しております。事業計画の基礎には、将来の売上高及び営業利益に一定の仮定が含まれております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

関係会社株式の評価に用いた仮定は不確実性を伴い、将来利益が想定より減少した場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の金額に影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	171,237千円
--------	-----------

短期金銭債務	14,641千円
--------	----------

VI 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	636,023千円
-----	-----------

営業取引以外による取引高	218,065千円
--------------	-----------

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	800株
------	------

Ⅷ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	38,629千円
未払費用	6,091
貸倒引当金	2,256
未払事業税	4,605
減価償却費超過額	3,090
その他有価証券評価差額金	8,665
差入保証金	5,642
株式報酬費用	4,272
関係会社株式評価損	20,861
その他	5,094
繰延税金資産合計	<u>99,206</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△11,067</u>
繰延税金負債合計	<u>△11,067</u>
繰延税金資産の純額	<u>88,141</u>

Ⅸ 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

X 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 E P A R K テクノロジーズ	直接58.3%	役員の兼務 業務受託	業務受託等 (注) 2	613,572	売掛金	115,110
				管理事務 (注) 2	4,397	流動資産 その他	663
子会社	株式会社 エクストラボ	直接100.0%	役員の兼務 資金の援助 業務受託	資金の回収 (注) 1	151,672	関係会社 短期貸付金	31,672
				受取利息 (注) 1	1,725	関係会社 長期貸付金	77,065
子会社	EXTREME VIETNAM Co.,Ltd.	直接100.0%	資金の援助 業務委託	資金の回収 (注) 1	50,004	流動負債 その他	13,732
				業務委託等 (注) 2	191,230		
				受取利息 (注) 1	385		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 「業務委託等」、「管理事務」取引は、一般的取引条件を勘案し、協議の上決定しております。

XI 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 XI 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

XII 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額
654円57銭
- 1 株当たり当期純利益
80円79銭

XIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。